

別紙 2

介護支援専門員更新研修(実務未経験者)・再研修における【希望制受講】の科目について

群馬県介護支援専門員更新研修(実務未経験者)・再研修では、厚生労働省が示した研修カリキュラムには含まれていませんが、介護支援専門員として活動する上で役立つ科目が含まれています。

具体的には、平成31年1月9日(水)実施の「介護保険認定調査員研修(4時間)」、平成31年1月22日(火)実施の「アセスメントツールによる居宅サービス計画の作成手法について(3時間)」です。受講することで受講日数及び受講時間は増加しますが、受講を希望する場合は、参加申込書の所定欄に○印をつけてください。

当面、介護支援専門員として働く予定の無い方、平成21年度以降に群馬県で実施している実務研修を修了している方、既に所属事業所等でアセスメントツールを使用している方等は、あえて受講する必要はありません(希望科目を受講しなくとも介護支援専門員証の交付申請が可能です)。

1. 介護保険認定調査員研修について

「認定調査員研修実施要綱」(国)に基づき実施します。市町村が認定調査を事業所等に委託する場合、調査を行う介護支援専門員はこの研修を修了している必要があります。修了者には、この研修(介護保険認定調査員研修)単独の修了証明書を交付します。

なお、認定調査の内容は、平成21年10月から、現在実施されている内容に変更されています。このため、介護支援専門員登録番号の最初の4桁が1008以前の方は、この研修を受講することにより、認定調査員として調査を行うことができます。介護支援専門員登録番号の最初の4桁が1009以降の方は、既に、ご自身が受講された実務研修の中で受講済ですので、今回の研修を受講しなくても調査を行うことができます。

認定調査を行う見込がない方は受講不要です。

※介護保険認定調査員研修に関するお問い合わせは、県庁介護高齢課企画・介護保険係(電話：027-226-2562)までご連絡ください。

2. アセスメントツールによる居宅サービス計画の作成手法について

「利用者の置かれている状況の把握」、「生活上の支障・要望などに関する情報を収集」、「心身機能の低下の背景・要因を分析」、「解決すべき生活課題(ニーズ)と可能性を把握」といった要援護者へのアセスメントを行う上でアセスメントツールを活用した居宅サービス計画書の作成手法を5つの方式(「インターライ方式」、「包括的自立支援プログラム(三団体ケアプラン研究会方式)」、「ケアマネジメント実践記録様式(日本社会福祉士会方式)」、「日本訪問看護振興財団方式」、「全国社会福祉協議会方式「居宅サービス計画ガイドライン」」)の中からいずれかを選択します。

選択にあたっては、現在所属している法人・事業所で使用しているアセスメントツール、一般に使用されている割合、自らの基礎資格等を参考に選択することが多いようです。

下記の表及び別紙「課題分析方式の概要」も参考にしてください。

●過去の受講割合

課題分析方式	平成29年度	平成28年度	平成27年度
インターライ	57%	53%	38%
全社協	29%	36%	36%
三団体	11%	8%	16%
社会福祉士会	2%	2%	6%
訪問看護	1%	1%	4%

※「日本訪問看護振興財団方式」を希望する方は、事務局までご連絡ください。